

令和2年度科学研究費助成事業 学内応募要領

〔研究活動スタート支援〕

※最初に、独立行政法人日本学術振興会 Web ページ

(https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html) に掲載されている「令和2(2020)年度科研費公募要領(研究活動スタート支援)」等を必ず熟読してください。

※本研究種目に応募する方は、科研費の応募資格を有するほか、次のA又はBのいずれかに該当する必要があります。(詳しくは公募要領で確認してください。)

A 文部科学省及び日本学術振興会が令和元(2019)年9月に公募を行った研究種目の応募締切日(令和元(2019)年11月7日)の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者*

B 令和元(2019)年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が令和元(2019)年9月に公募を行った研究種目に応募できなかった者*

*「上記Aの要件に該当するが、研究者の責によらない事情(例：e-Radの研究者情報の更新漏れ等)により、令和元(2019)11月7日時点において、e-Radに『科研費の応募資格有り』として研究者情報が登録されていた方」、または「上記Bに該当する方」は、応募に際しその理由について、別途手続きが必要となります。該当する方は4月8日(水)まで〔期限厳守〕に研究協力係にご連絡ください。

※「科研費電子申請システム」のログインID・パスワードについて

システムにログインするには「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」の「ログインID」「パスワード」が必要です。(システムとe-Radは連携して管理されています。)研究協力係で発行手続きを行いますので、応募予定者はお早目に同係までご連絡ください。

1. 研究計画調書等の学内提出方法・期限について

(1) 「研究計画調書」等の作成・送付

「科研費電子申請システム」(<http://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html>)にて「研究計画調書(pdf)」(=「Web入力項目」+「添付ファイル項目(word)」)の「第0版」を作成し、メールで研究協力係に送付してください。

この時点ではシステム上の「確認完了・提出」処理は行わないでください。

メールアドレスはkakenhi◆u-gakugei.ac.jp(◆を@に換えてください。)です。

「研究計画調書(pdf)」の研究協力係への送付期限：令和2年4月22日(水)

ご提出いただいた「研究計画調書」等のチェック作業を当係で行い、チェック終了後、修正箇所等の有無についてご連絡いたします。

(2) 「科研費電子申請システム」での「研究計画調書」提出

修正箇所等が無いようであれば、「科研費電子申請システム」にて「研究計画調書」の「確認完了・提出」処理を行っていただきます。

提出期限：令和2年5月1日(金)

※期限を過ぎた場合は、応募できなくなる可能性がありますのでご注意ください。

(次ページに続く)

2. 令和2年度公募の主な変更点

① 他研究種目との重複受給制限の緩和について

研究活動スタート支援と他研究種目との重複受給制限が緩和されました。
詳細については日本学術振興会公募要領の21ページを確認してください。

② 研究計画調書における研究業績の記載について

昨年度公募（平成31（2019）年度公募）から研究計画調書における「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更したことについて、変更の趣旨等が必ずしも十分に浸透しなかったことを踏まえ、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄において、適切な研究業績を応募者が選択し記載することが可能であることなど、変更等の趣旨を改めて明確にされました。

詳細については日本学術振興会公募要領の13ページを確認してください。

③ 「科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）の応募資格に係る経緯説明書」について

研究活動スタート支援の応募資格者のうち、研究者の責によらない事情により、既に「科研費の応募資格有り」とされていた場合に、当該説明書を書面により作成していたものを、科研費電子申請システムにより作成・提出することとされました。

詳細については日本学術振興会公募要領の19ページを確認してください。

3. 「添付ファイル項目様式（word）」等の本学Web ページへの掲載について

本学の「科研費 Web ページ」 (<http://www.u-gakugei.ac.jp/~gakugai/h21top/index.html>) に「添付ファイル項目様式（word）」「作成・記入要領」等を掲載しております。

4. 研究倫理教育の受講

平成28年度から「研究代表者」「研究分担者」は研究倫理教育を受講することが義務付けられています。本学の場合「APRIN e-ラーニングプログラム（旧 CITI Japan e-ラーニングプログラム）」を受講することとしております。

令和2年度にあらためて全教員へ受講をお願いする予定です。

本件担当：研究支援課 研究協力係
内 線：7872